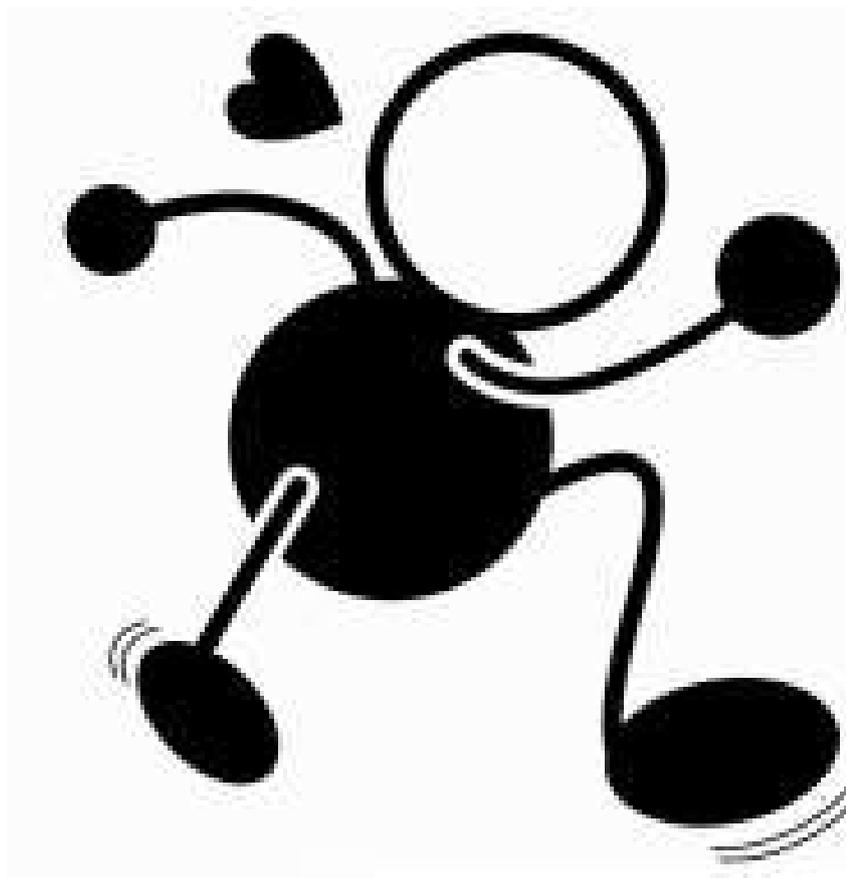


社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会

第4次発展・強化計画

(令和3年度～令和5年度)



GO! DASH!



第4次発展・強化計画策定にあたり

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 会長 本橋 栄三

発展・強化計画は、所沢市社会福祉協議会が地域福祉を推進する団体として、組織体制・事業運営について4つの基本方針を明確にし、基本理念の実現に向けて重点項目を設定し具体的な取り組みをまとめたものです。

本会は、昭和43年に法人化し、これまでの間、市民の皆様が安心して暮らし続けることができるように、時代や社会の変化に即し、地域福祉ネットワークの構築、ボランティア活動・市民活動支援等幅広く事業を展開してまいりました。第4次計画は第3次計画で重点的に進めてきた地域福祉の推進、人材育成、経営基盤の強化の取り組みの方向性を継承していきます。さらには令和3年度から新たに2つの新規事業（就労準備支援事業・アウトリーチ自立相談支援機能強化事業）が開始します。また、既存事業の事業評価により改善を図り、法人機能の強化をし、持続可能な法人経営を目指します。

策定を進めた令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活困窮に陥った世帯に対する支援として緊急小口資金の特例貸付を迅速に対応するためオール社協で取り組んでまいりました。その様な状況であるからこそ、発展・強化計画の取り組みにあたっては、第5次地域福祉活動計画に基づき市民の皆様と地域福祉を推進していくために本会として必要なことや課題を抽出し、協議を重ねてまいりました。

地域共生社会の実現に向け、支援を必要とする方への総合的な体制整備、日々変化する社会的な課題や制度への対応等に迅速に対応していくために、部門間の連携強化、人材育成、各種事業評価、事務効率の向上等の取り組みを進めてまいります。

本会職員には、掲げた重点項目に対して、一人ひとりが設定した目標に向けて、主体的に成長していくことを意識し、一日一日を大事にして仕事に取り組むことを求めています。

本計画の推進にあたっては、地域の皆様や関係機関、団体の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると考えております。今後もお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

令和3年3月

目次

1	はじめに	3
	(1) 計画策定の趣旨	3
	(2) 計画の推進	3
	(3) 計画期間	4
	(4) 計画の進行管理	4
2	所沢社協が目指すべき方向性	6
	(1) 基本理念	6
	(2) 基本方針	6
	(3) 行動指針（キャッチフレーズ）	6
3	現状と課題（策定委員会グループワーク結果から）	7
4	第4次発展・強化計画 体系図	9
5	重点項目	10
	(1) 基本方針Ⅰ 「連携・協働」の機会を促進し、課題解決につなげる総合 支援体制の整備	10
	重点項目1 部門間連携の強化	10
	重点項目2 連携・協働を促進するための情報発信力の強化	11
	(2) 基本方針Ⅱ 地域福祉の課題解決につながる専門性・知識の向上	12
	重点項目3 研修体系等の見直し	12
	重点項目4 新任職員育成の仕組みづくり	13
	(3) 基本方針Ⅲ 事業評価を行い、安定した法人経営を実施	14
	重点項目5 事業評価の実施	14
	重点項目6 B C P（事業継続計画）※1の策定	15
	(4) 基本方針Ⅳ 安心して働ける職場環境	16
	重点項目7 多様な働き方のできる職場の整備	16
	重点項目8 職場環境の改善	17
6	事業一覧	18
7	参考資料	25
	(1) 本会の組織体系	25
	(2) 所沢市社会福祉協議会の主な歩み	26
	(3) 計画の策定経過	28
	(4) 策定委員会委員	29

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉を推進する団体として、地域住民、行政及び関係団体と協働して個々の福祉課題に対応するとともに住民主体の地域福祉活動への支援、非常時には災害ボランティアセンターを設置・運営しています。今後は、より一層活動基盤の整備を進める必要があると捉えており、経営努力と効果的かつ効率的な事業推進が必要となります。

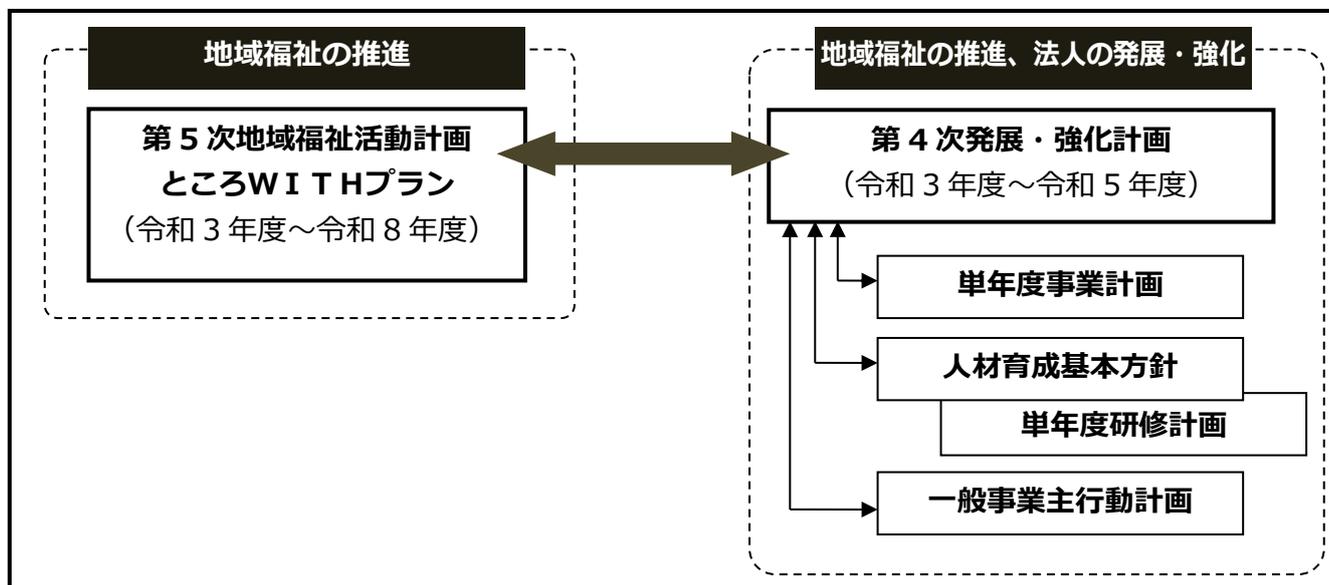
全国社会福祉協議会が作成した市町村社協経営指針の内容を踏まえ、経営の理念・ビジョンを定め、事業展開していくことが必要です。『第4次発展・強化計画』は、公共性の高さ、柔軟性、即応性といった民間らしさを発揮できる組織体制の整備を目指しています。そのために、社会情勢や住民・地域の福祉ニーズをとらえて、新たな事業を展開と既存事業の評価をし、改善することを計画に示しています。

所沢社協の役員及び職員が、この計画を推進し、所沢市の地域福祉に寄与し続けることができる組織となることを目指します。

(2) 計画の推進

『第4次発展・強化計画』を所沢社協の事業運営（経営）方針として位置付けます。また、地域住民や民間団体の協働計画である『第5次地域福祉活動計画（ところWITHプラン）』（以下「ところWITHプラン」という。）を令和2年度に策定し令和3年度から施行しています。

「ところWITHプラン」による所沢市の地域福祉の推進力をより発揮できる様に組織体制、事業運営、人材育成、財源等に関して基本方針・重点項目を設定し、目標に向かって整備を進めていくものです。



(3) 計画期間

第4次発展・強化計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。継続的に推進する項目や各年度に目標を定め、メリハリを持って計画を推進していきます。

「ところ WITH プラン」と相互の連携を図ることを目的に「ところ WITH プラン」の中間見直しに合わせ、次期計画の策定を行います。

(計画名)	(年度)						
	3	4	5	6	7	8	
第4次発展・強化計画	第4次計画	→			第5次計画	→	
「ところ WITH プラン」	第5次計画	→			中間見直し	→	
第3次所沢市地域福祉計画	→						

(4) 計画の進行管理

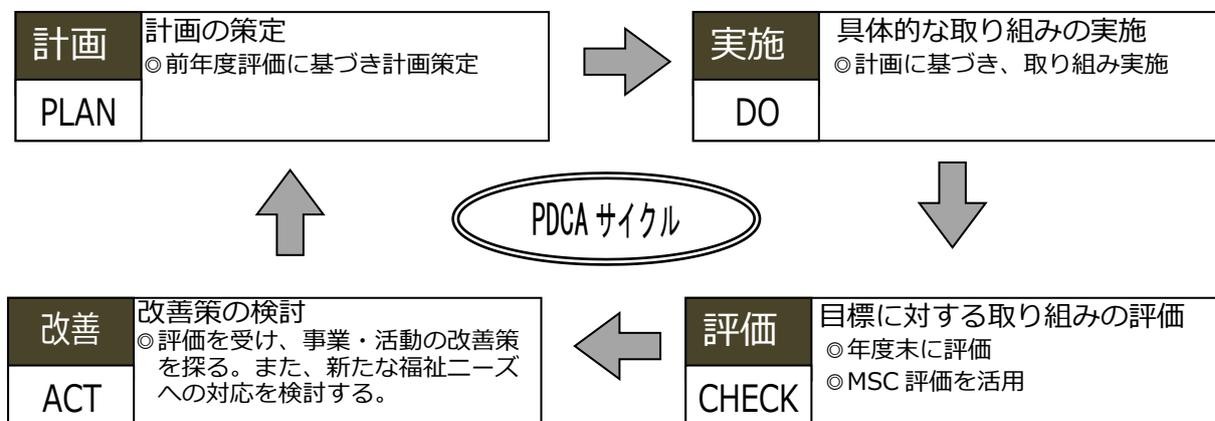
本計画は、PDCAサイクルを基本としながら、各所属で事業推進を取り組みます。

そして、計画の進行管理は、「管理職会議」と「現場担当者会議」が担います。

計画全体の進捗状況は評価シートを作成し、評価を行い、次の取り組みへ活かしていきます。また、各種事業は、新たに設置する経営会議にて事業評価を実施し、今後の方向性について協議を進めます。その結果に基づき理事会・評議員会へ提案・報告を行います。

また、取り組みに対して数値目標による達成度を設定する他、質的評価となる参加型評価(MSC評価)※1の手法により、『最も意義深かった変化は何か』を取り組みの中から選定し、改善と学びを次年度につなげていきます。

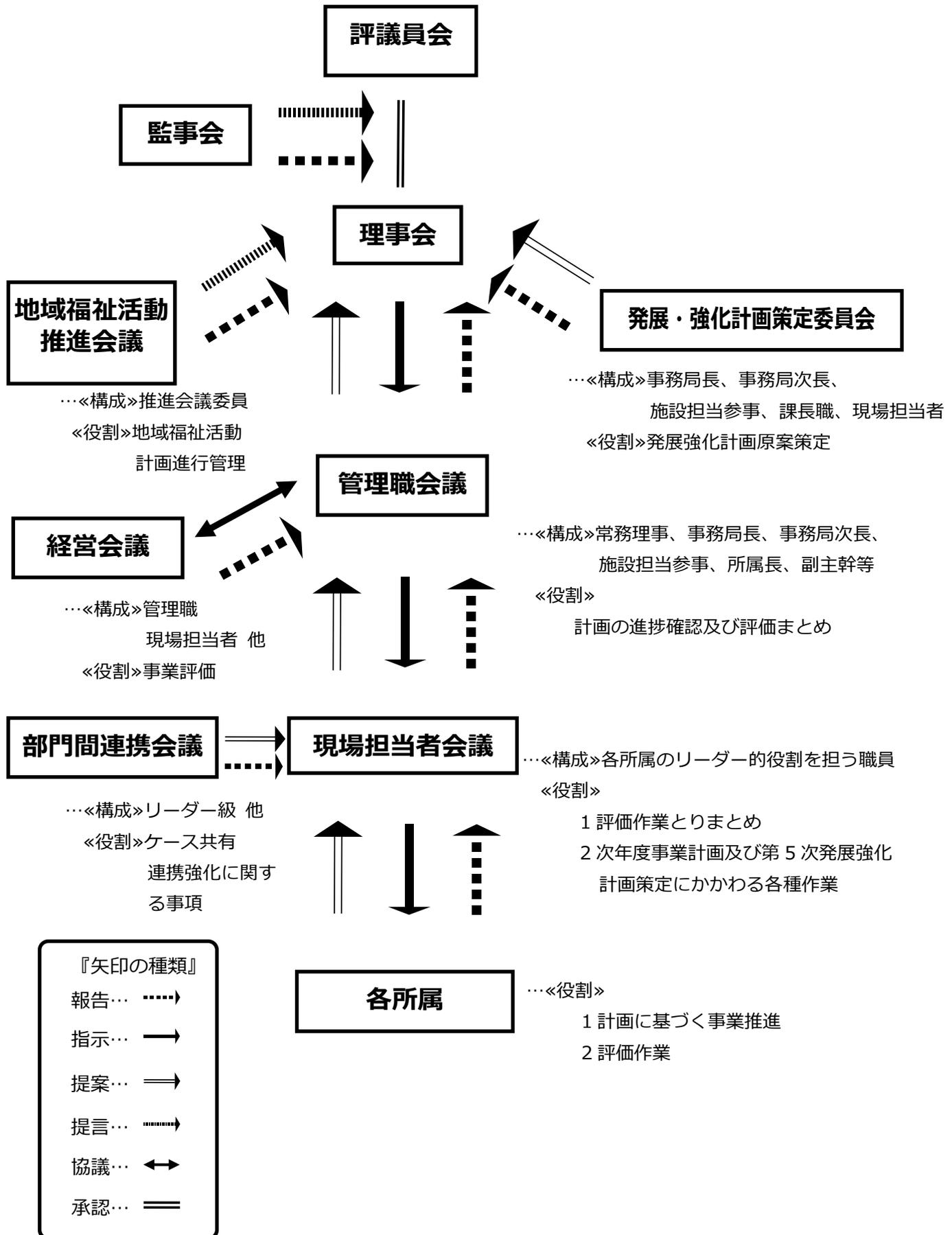
【PDCAサイクル】



※1 参加型評価 (MSC (モスト・シグニフィカント・チェンジ) 評価)

参加型評価手法の1つ。「最も重要な変化」という意味で社会や人間の意識・行動変容など数量化ができない変化の把握や分析に効果的な手法。福祉・教育など人を対象にした取り組みの改善指向の評価に有効とされている。

【進行管理体制図】



2 所沢社協が目指すべき方向性

(1) 基本理念

「市民が一緒につくる！健やかに 自分らしく暮らせる 支え合う 心やさしいまち」

社協は社会福祉法に「地域福祉の推進をすることを目的とする団体」として位置付けられています。

その目的を果たすための発展・強化計画の基本理念は、「ところWITHプラン」の基本理念と共通したものを定め、所沢社協における基本となる活動理念・原則とします。

所沢社協の特徴としては、専門職を配置し幅広い分野での事業を展開していることが挙げられます。そのことを強みと捉え、各所属が連携し、課題等に対して所沢社協が一体となって取り組みを進めていけるよう、この基本理念の達成を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けた、中長期の事業運営、組織運営等の方針として位置付けます。

- 基本方針Ⅰ** 「連携・協働」の機会を促進し、課題解決につながる総合支援体制の整備
- 基本方針Ⅱ** 地域福祉の課題解決につながる専門性・知識の向上
- 基本方針Ⅲ** 事業評価を行い、安定した法人経営を実施
- 基本方針Ⅳ** 安心して働ける職場環境の整備

(3) 行動指針（キャッチフレーズ）

「ささえる つながる ニーズをみつけだす 所沢社協」

全国社会福祉協議会が作成した社協職員行動原則では、社協職員としての価値観や使命感について「尊厳の尊重と自立支援」「福祉コミュニティづくり」「住民参加と連携・協働」「地域福祉の基盤づくり」「自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神」「法令遵守、説明責任」が定められています。それらを踏まえ所沢社協職員一人ひとりが業務遂行にあたり基本理念の達成を意識し、積極的に動き出す、きっかけとなるよう行動指針を設定しました。

3 現状と課題（策定委員会グループワーク結果から）

策定委員会において所沢社協の抱える課題を抽出し、以下のとおり分類しました。その中から『最も重要なものは何か』意見交換した結果を基本方針、重点項目に設定しています。

（1）地域福祉推進に関すること（基本方針Ⅰ関連）

① 課題

- ・連携、協働の場づくり
- ・CSW体制整備
- ・CSWの活動と相談支援の連携
- ・所属間のより一層の連携強化（社協の強みとなる）
- ・コロナ禍での地域の関係機関との連携方法
- ・地域福祉、多様化への対応
- ・施設などの関係機関との連携
- ・相談支援における連携
- ・認知度の低さ

② 今後3年間で取り組むべき事（重要度の高いもの）

- ・より連携を強化するための会議の設定
- ・広報、情報公開の強化
- ・連携、協働の場づくり（地域生活課題を解決していくための）

（2）人材育成に関すること（基本方針Ⅱ関連）

① 課題

- ・新人職員の育成
- ・新任職員の研修の充実
- ・事例検討の積み重ね
- ・スーパーバイザーの育成
- ・人事評価の充実
- ・管理職の意識改革
- ・職員の専門性を高める人材育成
- ・適正な人材確保(人材不足)

② 今後3年間で取り組むべき事（重要度の高いもの）

- ・社協職員に求められることを習得する研修
- ・新人育成の仕組みづくり
- ・目標管理と評価システムの構築(一体化)
- ・研修の体系化
- ・所沢社協が目指す方向性の研修

(3) 経営に関すること（基本方針Ⅲ関連）

① 課題

- ・多様な業務による事務の煩雑化 ・業務の平準化
- ・業務の効率化
- ・自主財源の確保 ・事業の収支状況の明確化 ・事業の評価
- ・見える化(市民・行政の理解) ・PDCA サイクルの取り組みの強化
- ・赤い羽根共同募金、社協会費の収入増のための取り組み
- ・災害時対応のBCP計画の策定 ・社協の長所(強み)を明確にする

② 今後3年間で取り組むべき事（重要度の高いもの）

- ・事業の見直し（事業継続等）
- ・財源確保
- ・BCP（事業継続計画）の策定

(4) 人事・労務等に関すること（基本方針Ⅳ関連）

① 課題

- ・多様化する福祉ニーズへの対応 ・働き方改革の対応 ・コロナ禍対応
- ・マニュアル、業務手順書の充実

② 今後3年間で取り組むべき事（重要度の高いもの）

- ・働きやすく働き続けられる職場づくり
- ・事務効率向上のための工夫
- ・マニュアル、業務手順書の定期的な更新

4 第4次発展・強化計画 体系図

【基本理念】

市民が一緒につくる！ 健やかに 自分らしく暮らせる
支え合う 心やさしいまち

基本方針	重点項目
I 「連携・協働」の機会を促進し、課題解決につなげる総合支援体制の整備	1 部門間連携の強化
	2 連携協働を促進するための情報発信力の強化
II 地域福祉の課題解決につながる専門性・知識の向上	3 研修体系の見直し
	4 新任職員育成の仕組みづくり
III 事業評価を行い、安定した法人経営を実施	5 事業評価の実施
	6 B C P（事業継続計画）の策定
IV 安心して働ける職場環境の整備	7 多様な働き方のできる職場の整備
	8 職場環境の改善

5 重点項目

(1) 基本方針Ⅰ 「連携・協働」の機会を促進し、課題解決につなげる総合支援体制の整備

重点項目 1 部門間連携の強化

今後、より一層の支援体制を整備していくことが課題となっており、組織が一丸となり、課題解決力を高め、総合力を発揮していくためには、内部の連携及び関係機関・団体との連携を強化していくことが必要です。

所沢社協が地域福祉を推進する中核的な団体として、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分に発揮していけるように、内部の体制整備を進めていきます。まず、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)※1と福祉の相談窓口が中心となり内部の連携強化を行います。

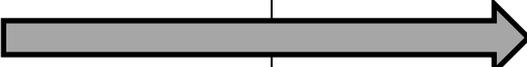
【具体的な取り組み】

●情報共有・ケース検討を中心とした連携会議の立ち上げ

- (1) 情報共有の機会とし、担当事業だけで課題解決を図ろうとするのではなく、相互の役割を明確にして対応します。
- (2) 協議内容に応じて各所属の職員が柔軟に参加できるようにし、連携・協働の力を高めます。
- (3) 内部の連携の仕組みを整備し、関係機関も含めた連携強化につなげられる様に取り組みます。
- (4) 相談受付時のインタビューやアセスメントの専門性の向上を目指します。さらに内外部の多職種連携のもと、一連の支援プロセス(支援計画作成、支援、評価、支援計画見直し)のあり方を検討します。将来的には行政との連携をさらに強化し重層的支援体制整備の検討につなげていきます。

※1 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)…地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている方を発見し、支援します。従来の制度や法の枠組みの中では十分に対応できない、いわゆる“制度の狭間”で困りごとを抱える人に寄り添いながら、ニーズの共通性に着目し、地域の生活課題の解決に向け、地域住民と協働して新しい仕組みづくりに取り組む専門職です。

【年次計画】

実施計画	令和3年度 取り組み内容	令和4年度 取り組み内容	令和5年度 取り組み内容
部門間連携会議	定期開催(月1回) ・課題の抽出 ・情報共有 ・業務内容の共有		

重点項目 2 連携・協働を促進するための情報発信力の強化

本会は、地域の中で支援につながらず困っている方を発見し支援を行う専門職である CSW の配置、各種相談事業を展開しています。従来の制度や法の枠組みの中では十分に対応できない「制度の狭間」で困りごとを抱える人に寄り添いながらニーズの関連性に着目し支援を実施します。また、地域の生活課題の解決に向け、地域住民と協働して新しい仕組みづくりについても取り組みます。

職員が実際に地域に出向き、相談や活動をつうじた関わりの中から困りごとの発見、支援につなげていくために本会の取り組みを積極的に伝える機会をつくります。

【具体的な取り組み】

- CSWラボの開催、CSW活動報告書の発行

CSWの取り組みの紹介や関係機関・団体との連携を強化することを目的に見える化を図ります。

- ホームページ、広報誌、動画配信等の広報の充実

広報の方法の検証と改善を行うとともに研修の受講等、職員のスキルアップを推進します。

【年次計画】

実施計画	令和3年度 取り組み内容	令和4年度 取り組み内容	令和5年度 取り組み内容
関係機関との連携強化	各取り組みの評価と改善 ・ CSWラボ開催 ・ CSW活動報告		
情報発信の強化	既存の広報検証と改善 ・ ホームページ ・ 広報誌 ・ 研修受講 新たなツール開発の検討 ・ 現場担当者会議による協議	既存の広報検証と改善 ・ ホームページ ・ 広報誌 ・ 研修受講 新たなツール開発と導入の検討 ・ 現場担当者会議による導入に向けた準備	

(2) 基本方針Ⅱ 地域福祉の課題解決につながる専門性・知識の向上

重点項目3 研修体系等の見直し

職員がやりがいを持って業務を遂行できるよう全国社会福祉協議会が整理している社協職員像や「社協職員行動原則」を参考にし、人材育成基本方針にある研修体系・目標管理についての見直しを行います。さらに、「キャリアデザイン」※1「メンター制度」※2導入に向けた協議を進めていきます。

【具体的な取り組み】

●研修体系の見直し

社協職員としての必要な専門性・知識の向上につながる研修を追加します。

●階層別研修及び内部研修の充実

- (1) 階層別研修では管理職や昇格した職員を対象に市職員研修への受講を計画します。市との交流や情報共有の機会とします。
- (2) 社会福祉の理念に関する研修、職場のチームワーク向上に関する研修、文書事務、会計等の基本的な庶務事務の能力向上に関する研修等を企画します。
- (3) 外部研修はICT※3を活用し、オンラインでの受講を推奨する等、現状に即した形で受講できるよう整備します。

※1 キャリアデザイン…個人が自らの人生においてどんなキャリアを歩みたいのか、自分にとって理想的な働き方は何かをイメージしてキャリアを描くことです。仕事や働き方の将来像（キャリアビジョン）を実現するために作成する、具体的な行動計画のことを指すキャリアプランと比べ長期的な視点となります。

※2 メンター制度…所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員や、職歴が近い先輩職員が新入職員や若手職員をサポートする、相談しやすい環境設定を行い、モチベーションの向上等を図る仕組みです。

※3 ICT…情報通信技術（information and communications technology）の略で通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。ICTを活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして、高齢者のケアや防災等、幅広い分野において効果が期待されています。

【年次計画】

実施計画	令和3年度 取り組み内容	令和4年度 取り組み内容	令和5年度 取り組み内容
人材育成基本方針 の改定	研修体系の協議 改訂案の作成	方針改定	改定後の評価

重点項目4 新任職員育成の仕組みづくり

新任職員の育成に関して所沢社協職員として求められる職員像を共有できる機会をこれまで設定できていなかった課題があり、共有できる機会をプログラムの中に位置づけます。内容の検討については研修担当者会議が中心となり、進行管理の状況等も含め情報共有の機会を設けます。さらに各所属での取り組みに対し、評価から改善策の検討を行います。

【具体的な取り組み】

●新任職員研修の充実

研修に所沢社協の理念や詳しい事業説明を盛り込み、理解を深め、社協職員として日々の業務を遂行できる様にします。また、学びたいテーマの情報収集を行い、内容を企画する際の参考とします。

●育成担当・スーパーバイザーの配置

年間を通じての人材育成を実施します。また、目標管理システムによるフィードバックと並行し、個々の目標を共有できる機会として所属長・スーパーバイザーとの定期的な職員面談の機会を設定します。

【年次計画】

実施計画	令和3年度 取り組み内容	令和4年度 取り組み内容	令和5年度 取り組み内容
新任職員育成の 仕組みづくり	新任研修の見直し ・内容の協議 ・フォローアップ 研修の企画 育成担当、スーパーバイザー配置 ・研修受講 ・育成マニュアルの作成	新任研修 ・入職時研修 ・フォローアップ 研修(R2・3入職者対象) 育成担当、スーパーバイザー育成 ・研修受講 ・育成マニュアルの見直し	

(3) 基本方針Ⅲ 事業評価を行い、安定した法人経営を実施

重点項目5 事業評価の実施

各事業の経営状況（人事・労務、財務を含む）、課題の分析を行い、事業別に課題を検討し事業の見直し（継続・改善・廃止等）について具体的な協議を進めます。

事業別の協議は経営会議を立ち上げて行います。これまで各事業の経営的な協議については既存の会議において行っていましたが、十分に協議できていないことが課題となっています。そこで、経営会議による事業評価を行い、今後の方針を共有します。

【具体的な取り組み】

●経営会議の設置

事前に、評価方法の確認、事業評価シートを整備した上で、協議を進めます。会議には管理職、リーダー級の職員、事業に関わる職員が参加し、グループワークを行います。事業評価シートはP18「事業一覧」より事業ごとにシートを作成します。優先度の高いものから順に経営会議にて事業評価を行い、協議します。今後の方針を明確にした上で、必要に応じ経営コンサルタントの導入なども含めて検討し、持続可能な組織経営を実施します。

また、委託事業については市の行政計画との連動を図りつつ今後の方向性を検討します。

【年次計画】

実施計画	令和3年度 取り組み内容	令和4年度 取り組み内容	令和5年度 取り組み内容
経営会議の設置・ 開催	立ち上げ準備 (年間スケジュール含む) 経営方針の共有 事業評価、分析 ・協議の必要なものから順に検討 年10事業 年度評価 ・上期、下期	経営方針の共有 事業評価、分析 ・協議の必要なものから順に検討 年10事業 年度評価 ・上期、下期	

重点項目 6 B C P（事業継続計画）※1の策定

通常業務の実施が困難となるような大規模災害等が発生した際の事業継続のため B C P（事業継続計画）の策定を進めます。発災時はライフラインの寸断や物流の停滞等の大きな制約のもと事業展開していく必要があります。

【具体的な取り組み】

● B C P（事業継続計画）の策定

現場担当者が中心となり計画原案の作成を進めます。その際に、情報収集、被害の想定、組織体制、業務再開の流れとそれに要する時間等を検討します。

※1 B C P（事業継続計画）

…Business Continuity Planの略で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

【年次計画】

実施計画	令和3年度 取り組み内容	令和4年度 取り組み内容	令和5年度 取り組み内容
計画策定	・PT立ち上げ・協議 ・計画策定	・訓練等をつうじ 評価、見直し	・進行、管理 ・訓練等をつうじ 評価、見直し

(4) 基本方針Ⅳ 安心して働ける職場環境

重点項目 7 多様な働き方のできる職場の整備

働き方に関する法律が大きく改正されたことにより、同一労働・同一賃金の課題を分析し、必要な整備を段階的に進めていく必要があります。関連して、本会の待遇（給与等）については市の給与条例を参考にしており、人事院勧告により、市職員の給与に変更が生じた際には、必要に応じて給与規程の整備を行います。

【具体的な取り組み】

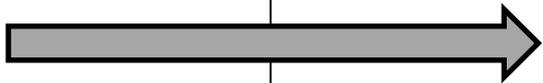
●就業規則等の整備

- (1) 働き方改革関連法に準じ、必要な規程・規則の改正を行います。
- (2) 雇用、定年、給与について市と情報共有し、給与規程の整備を進めます。

●働き方に関する職員研修の企画

職員が制度の理解を深められるように社会保険労務士を講師に研修を実施します。

【年次計画】

実施計画	令和3年度 取り組み内容	令和4年度 取り組み内容	令和5年度 取り組み内容
規定・規則改正	・改正提案		
情報収集・課題抽出	・市の状況確認 ・他市社協の確認		
働き方改革の理解	・職員研修の実施		

重点項目 8 職場環境の改善

長時間の時間外勤務の抑制等を行い、ワーク・ライフ・バランスがとれるように一般事業主行動計画を策定し取り組みを進めています。

しかし、時間外労働等、業務内容により職員差が生じている課題があります。課題に対して分析・評価し、職場環境の整備を進めます。

I C Tの導入については、事務効率の向上を目的として主に訪問介護事業・介護保険認定調査事務・勤怠管理を中心に予算化を含め整備を進めます。

【具体的な取り組み】

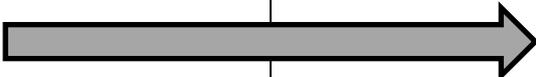
● 一般事業主行動計画の推進及び評価

一般事業主行動計画に基づき、ノー残業デーの設定、育児休業に関する研修の実施、時間外労働の抑制の取り組みを実施し、効果についての評価を行い、次年度の取り組みにつなげます。

● I C Tの導入

- (1) 訪問介護事業においてスマートフォンを使用し、サービス提供の報告等ができるように導入の準備を進めます。
- (2) 介護保険認定調査事務では、視察等を実施し、先進的な事例を参考に導入に向けた整備を開始します。
- (3) 勤怠管理は所沢社協の実情にあわせた運用ができるのか試行実施を行い、準備を進めます。

【年次計画】

実施計画	令和 3 年度 取り組み内容	令和 4 年度 取り組み内容	令和 5 年度 取り組み内容
一般事業主行動計画に基づく取り組みと評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの実施 ・育児休業等 ・時間外労働抑制 		
業務の効率化	業務手順書整備 <ul style="list-style-type: none"> ・更新（年 2 回 9、3 月） I C Tの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・導入の協議、情報収集 ・勤怠管理 ・文書管理 ・予算化の検討 	業務手順書整備 <ul style="list-style-type: none"> ・更新（年 2 回 9、3 月） I C Tの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・導入準備 ・勤怠管理 ・文書管理 	業務手順書整備 <ul style="list-style-type: none"> ・更新（年 2 回 9、3 月） I C Tの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・導入後の評価、見直し

6 事業一覧

(1) 事業評価について

基本方針Ⅲ重点項目5の経営会議により事業評価を実施する一覧です。第3次発展・強化計画期間中に協議が行われた事業については方針・今後の方向性を示した上で事業評価を実施します。拡大・見直しの事業(空欄含む)は令和3年度より設置する経営会議の結果を随時更新していくものとします。

【法人運営】

No.	事業名	方針	今後の方向性
1	理事会・評議員会・監事会（企画総務課）	継続	・活発な議論を促進できるように取り組みます。
2	苦情解決・第三者委員（企画総務課）	継続	・迅速に対応できるように取り組みます。
3	人事・労務管理（企画総務課）	継続	・ICT導入の検討と働き方改革の対応を進めます。
4	経理業務（企画総務課）	継続	・財務状況を踏まえた事業計画と適正な予算執行を行い、健全な法人運営に努めます。
5	基金管理（企画総務課）	拡大	・積立金の運用益を有効活用できるように協議します。 ・新基金の創設を進めます。
6	各種会議	継続	・各会議の設置目的や役割を整理します。
7	福祉人材育成	継続	・ニーズの高い研修テーマを設定し企画を行います
8	社協関連事業の発信	拡大	・社協トピックス、CSWの取り組み等、情報発信の充実を図ります。
9	社協会員の拡充 （企画総務課・地域福祉推進課）	拡大	・福祉・賛助・特別賛助会員の新規開拓を図ります。
10	寄付受入（企画総務課）	拡大	・受入体制と広報の充実を図ります。
11	BCP計画（企画総務課）	拡大	・BCP計画を策定します。
12	出前講座（企画総務課）	継続	・ふくし学習の場の支援を推進します。
13	社会貢献プロジェクト（企画総務課）	見直し	・社協の社会貢献事業として被災地支援を行います。
14	所沢市こどもと福祉の未来館事業の参加	継続	・関係機関との連携強化のため行事等への参加協力を行います。

【地域福祉活動推進】

No.	事業名	方針	今後の方向性
15	地域福祉活動計画の進行管理 (地域福祉推進課)	継続	・市との連携を強化し、PDCAサイクルによる管理を行います。
16	コミュニティソーシャルワーカーCSWによる取り組み(地域福祉推進課)	拡大	・関係機関との連携を強化し取り組みを進めます。
17	地域福祉サポーター養成講座・活動支援 (地域福祉推進課)	継続	・養成講座及びフォローアップ講座を開催し、活動を支援します。
18	こども支援事業(地域福祉推進課)	拡大	・活動団体と連携し、支援に取り組みます。
19	その他の地域福祉活動に関する取り組み (車いす貸出・福祉掲示板・市民フェス・暮らしの相談事業等)(地域福祉推進課)	継続	・関係団体・社会福祉法人、企業等と連携し、充実を図ります。
20	ボランティア活動支援(地域福祉推進課)	継続	・新たな担い手の発掘を行います。
21	ふくし学習の推進 (地域福祉推進課)	拡大	・多様な団体等と連携し、学習プログラムの充実を図ります。
22	災害ボランティアセンター運営 (地域福祉推進課)	継続	・行政・各種団体・企業等との連携を進め、周知と機能の充実を図ります。
23	社会福祉大会企画・運営(企画総務課)	継続	・所沢市との共催事業として継続します。
24	援護金・フードドライブ(相談支援課)	継続	・必要な方に対し引き続き支援を行います。
25	彩の国あんしんセーフティネット (相談支援課)	継続	・会員施設と連携を図り実施します。
26	同行援護者従事者研修(企画総務課)	継続	・従事者の育成を推進します。
27	共同募金の推進(地域福祉推進課)	継続	・地域の実情に応じて推進します。
28	福祉団体事務局(地域福祉推進課)	継続	・各種団体の取り組みを支援します。

【介護保険及び障害者総合支援法福祉サービス等】

No.	事業名	方針	今後の方向性
29	居宅介護支援事業（企画総務課）	見直し	・事業継続の可否についての検討を行います。
30	介護保険認定調査事務（企画総務課）	拡大	・ICT導入に向けて協議を進め事務効率向上に努めます。
31	訪問介護事業（企画総務課）	継続	・ICT導入に向けて協議を進め事務効率向上に努めます。
32	居宅介護事業（企画総務課）	見直し	・現状の収支状況から課題抽出と分析を行い、経営の改善を図ります。

【所沢市指定管理施設】

No.	事業名	方針	今後の方向性
33	かしの木学園（障害児通所支援事業）	継続	・3歳児以上の預かりニーズに対し、親子分離登園を拡充します。
34	きぼうの園（就労継続支援B型事業）	継続	・指定管理者として管理運営を継続し、地域との連携・協働を図りつつ、就労継続支援B型事業所として責務を果たします。
35	こあふる（生活介護事業）	継続	・指定管理者として管理運営を継続し、地域との連携・協働を図りつつ、生活介護事業所として責務を果たします。
36	プロペラ（生活介護事業）	継続	・指定管理施設の役割として地域に貢献できる施設づくりを目指します。

【所沢市委託事業】

No.	事業名	方針	今後の方向性
37	所沢地域包括支援センター事業 (地域福祉推進課)	継続	・地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。
38	就労支援事業 (相談支援課)	継続	・障がい者の就労を総合的(マッチング・定着・連携)に支援します。
39	コミュニケーション支援事業 (相談支援課)	継続	・広報・啓発活動を積極的に行い、利用者の拡大を図ります。
40	障がい者相談支援事業 (相談支援課)	継続	・地域の相談支援事業所のフォローアップや人材育成に注力していきます。
41	ファミリーサポートセンター事業 (地域福祉推進課)	継続	・相互援助活動の充実に向けて会員増強を図ります。
42	生活困窮者自立相談支援事業 (相談支援課)	拡大	・新規事業 (No.51、No.52) を開始：相談者に寄り添い、他機関と連携し解決に向けた支援を行います。
43	生活支援体制整備事業 (地域福祉推進課)	継続	・他関係機関と連携し、支え合いのしくみの構築に向けて取り組みます。
44	認知症サポーター養成事業 (地域福祉推進課)	継続	・広報・啓発に取り組みます。

【県社協委託事業】

No.	事業名	方針	今後の方向性
45	生活福祉資金貸付事業 (相談支援課)	継続	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例貸付について国の動向に応じて実施します。
46	日常生活自立支援事業 (相談支援課)	継続	・各事業と連携し地域のニーズに対応していきます。

【成年後見事業】

No.	事業名	方針	今後の方向性
47	成年後見事業（相談支援課）	継続	・市民後見人の選任を支援します。また、親族後見人の支援を開始します。

【収益事業】

No.	事業名	方針	今後の方向性
48	斎場売店事業（企画総務課）	見直し	・経営状況、課題の検討、改善を講じた上で事業の廃止も視野に入れ協議を行います。
49	自動販売機収入事業（企画総務課）	拡大	・環境に対する所沢市の意向に対応するとともに、設置先の拡大を図ります。
50	プール売店事業（企画総務課）	見直し	・経営状況、課題の検討、改善を講じた上で事業の廃止も視野に入れ協議を行います。

【新規事業】

No.	事業名	方針	今後の方向性
51	就労準備支援事業		
52	アウトリーチ自立相談支援機能強化事業		

(2) 財務の方向性について

法人経営は、持続可能な組織を目指すため、法人全体と各事業の資金収支の状況をもとに経営会議で分析を行います。さらに、各事業の見直しを図ると共に、今後の方向性を示します。

また、社協会員会費及び赤い羽根共同募金は、地域福祉推進の貴重な財源であり、市民の皆様から一層の理解が得られるように推進方法を検討します。

【表1】

事業活動収支（法人全体）

（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入計（a）	1,032,424,838	1,039,974,300	1,048,850,263
支出計（b）	1,049,574,322	1,019,347,325	1,018,504,029
内、人件費等	756,911,380	738,657,479	730,063,878
差額（a－b）	△17,149,484	20,626,975	30,346,234
当期末支払資金残高	128,155,031	148,782,006	179,128,240

- ・事業活動収入は増加、支出は減少傾向です。令和3年度は新規事業を開始し、収入支出ともに増額予定です。
- ・支出の内、人件費等も減少しています。平成27年度から毎年新卒者を1人以上採用した結果、正規職員の年齢バランスが安定し、人件費の上昇が抑えられています。
- ・令和3年度については補助金が増額され、企画総務課・地域福祉推進課に1名ずつ職員を増員しました。さらに、新規事業の開始に伴い2名増員していることから人件費は上昇しますが、法人の機能強化に向けた取り組みを推進していきます。
- ・今後は、働き方改革（非正規雇用の待遇格差是正）に伴う検討を行い、その結果が人件費に反映されます。
- ・収支差額及び当期末支払資金残高は、増加傾向です。令和2年度の収支差額は、主に委託事業（指定管理を含む。）と愛の福祉基金に関連する資金です。同年度の当期末支払資金残高の半分程度は、委託事業（指定管理を含む。）の資金であり、残る半分は法人運営と介護保険事業（ヘルパーやケアマネ業務）に属します。法人の資金運用には、後者が自由度の高い資金です。

※平成30年度及び令和元年度の金額は決算額。令和2年度は決算確定前の額。

※「人件費等」とは、「人件費＋退職金掛金」。

※令和3年4月1日現在の正規職員72名の平均年齢は43.7歳。

【表 2】

社協会員 会費

(単位：円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
住民会員 会費	10,443,958	10,078,321	9,923,728
福祉会員 会費	182,500	199,500	165,500
賛助会員 会費	612,000	661,000	614,000
特別賛助会員 会費	370,000	370,000	440,000

- ・社協会員会費は減少傾向です。内、令和 2 年度の特別賛助会費は、増加しています。
- ・令和 2 年度は、前年度より会費額は減少しましたが、コロナ禍の影響を大きくは受けませんでした。

※平成 30 年度及び令和元年度の金額は決算額。令和 2 年度は決算確定前の額。

※「住民会員会費」の 50%相当は、福祉のまちづくり推進助成金となります。

【表 3】

赤い羽根共同募金

(単位：円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
赤い羽根募金	16,716,487	16,195,886	15,258,089
地域歳末たすけあい募金	11,131,968	10,352,522	10,164,464

- ・赤い羽根共同募金は減少傾向です。赤い羽根募金の目標に対する達成率は、県内市町村の中で低い状況です。
- ・令和 2 年度は、前年度より募金額は減少しましたが、コロナ禍の影響を大きくは受けませんでした。

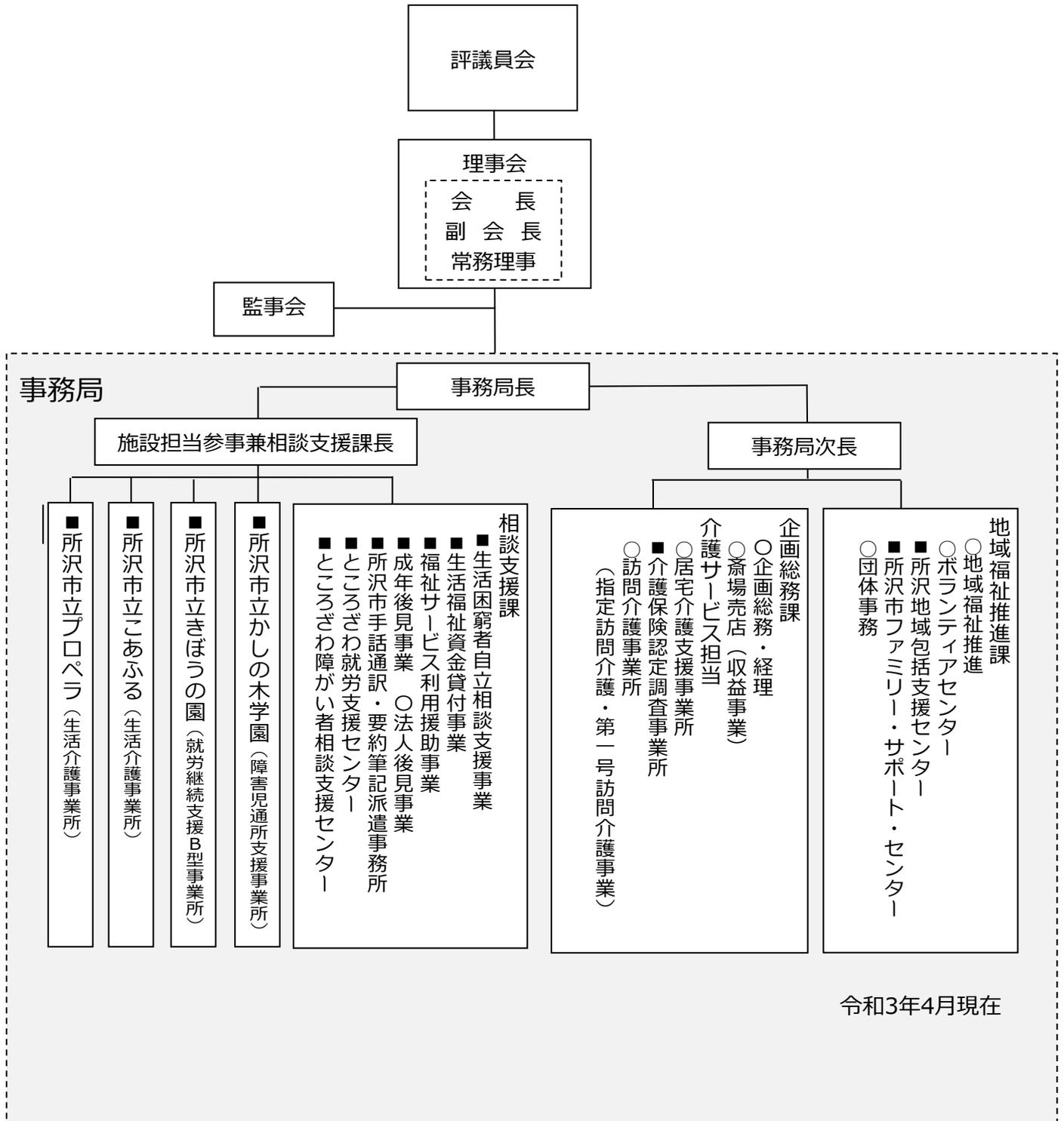
※平成 30 年度及び令和元年度の金額は決算額。令和 2 年度は決算確定前の額。

※「赤い羽根募金」の半額、「地域歳末たすけあい募金」の全額相当が、募金実施年度の翌年度に配分金として交付される。

7 参考資料

(1) 本会の組織体系

現在、本会は事務局内に3課、事務局以外に5事業所及び4施設から構成されており、実施事業数は約60事業、職員は約200名です。



○…自主事業 ■…委託事業（指定管理含む）、補助事業

(2) 所沢市社会福祉協議会の主な歩み

年 度	主な動き
昭和26	・社会福祉事業法制定 ・全国・都道府県に社会福祉協議会設立、市区町村社会福祉協議会が順次組織化
27	・所沢市社会福祉協議会組織化
30	・世帯更生資金貸付制度の発足（平成2～生活福祉資金貸付制度）
37	・結婚相談事業開始（市補助事業） ※～平成19まで
42	・心配ごと相談事業開始（市補助事業） ※～平成16まで。以後、通常業務実施
43	・昭和43年3月27日社会福祉法人認可。理事会、監事会、評議員会設置 ・福祉活動専門員1名配置
48	・社会福祉協議会「支部組織」づくり・「会員」募集開始
49	・敬老会行事を行政区（支部社協による実行委員会方式）ごとに実施 ・心身障害児母子通園施設「かしの木学園」並びに心身障害者通所授産施設「きぼうの園」を市補助事業として開始 ※昭和61～市委託事業。
51	・所沢市善意銀行開設（現在のボランティアセンター） ・福祉ボランティアグループ発足（所沢市ボランティアグループ） ・視覚障害者ガイドヘルパー（ガイドボランティア）派遣事業（平成7～視覚・肢体を対象）開始 ※～平成23まで
52	・第1回所沢市社会福祉大会開催（以後、毎年開催）
53	・県共同募金会の事務局が市から移管（埼玉県共同募金会所沢市支会）
55	・所沢市ボランティアセンター開設（旧消防署建物） ・第1回市民フェスティバル参加（後の福祉コーナー）
56	・社協だより発行
58	・所沢市愛の福祉基金設置（市補助金によりスタート） ・寝たきり老人介護者援助事業（平成12～在宅介護者リフレッシュ事業）開始 ※～平成29まで
60	・長期入院老人見舞金事業開始 ※～平成12まで
61	・住民参加型愛の在宅福祉「家事援助サービス」事業開始 ※～平成23まで ・地域福祉活動育成援助事業（平成15～応援します！地域福祉活動助成事業）開始 ・福祉団体事務局が市から全面移管（8団体）
62	・事務所移転（旧庁舎1階） ・収益事業（葬祭具貸出～平成13まで、たばこ販売～平成15まで、斎場・プール売店、自動販売機）開始
平成2	・福祉バス「ふれ愛号」運行（市バス貸与） ※～平成23まで
4	・手話通訳派遣事業（平成19～コミュニケーション事業）を市から受託 ・ホームヘルプサービス事業を市から受託
5	・住民参加型ふれあい配食サービス事業開始 ※～平成23まで
7	・人材養成研修（ホームヘルパー2級3級養成課程）開始（～平成14まで市補助等事業、以降自主事業） ※～平成19まで
8	・障害者デイケア事業（翌年「所沢市立こあふる」）を市から受託
9	・ホームヘルパー西地区ステーション設置（こあふる内）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンディキャブ号（普通車ワゴンタイプ）貸出事業開始 ※～平成16まで ・第1次地域福祉活動計画策定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援事業を市から受託 ・ホームヘルパー東地区ステーション設置（市保健センター内）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業開始 ・居宅介護支援事業開始 ・居宅サービス（平成13～訪問介護）事業開始 ・自立支援事業（障害者・児童のホームヘルプサービス）を市から受託 ・基幹型在宅介護支援センターを市から受託（～平成17まで） ・心身障害者デイケア事業を市から受託（後の所沢市立プロペラ） ・ボランティア情報紙『ぷろぺら』発行開始
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ところ荘老人憩いの家事業（平成14～やなせ荘、15～峰寿荘、18～さくら荘）を市から受託 ※～平成20まで ・通所介護事業（ところ荘デーサービス）を市から受託 ※～平成20まで ・障害者等ホームヘルプサービス事業を市から受託（～平成14まで。平成15～17平成まで精神障害者ヘルパー事業を市から受託） ・認定調査事業を市から受託（平成29、埼玉県指定市町村事務受託法人）
14	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者デイケア施設「所沢市立プロペラ」を市から受託 ・ファミリー・サポート・センター事業を市から受託
15	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コミュニティ推進事業開始 ※～平成22まで ・地域福祉サポーター養成講座開催
18	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢地域包括支援センター事業を市から受託
19	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉活動計画策定 ・障害者相談支援事業を市から受託（平成28基幹センターを追加受託）
20	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワーク会議開催 ※～平成28まで。以後、まちづくり推進会議地域福祉部会に融合
21	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢社協『基盤強化計画』策定
22	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター訓練開始
23	<ul style="list-style-type: none"> ・災害バスパック（山元町）開始。（平成27常総市） ・福祉チャリティーゴルフ大会開催（～平成27まで）
24	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次地域福祉活動計画策定 ・所沢社協『発展・強化計画』策定 ・災害ボランティア育成開始 ・地域福祉サポーター養成講座開始
25	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護従事者養成研修開始
26	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見事業開始 ・生活困窮者自立相談モデル事業を市から受託（翌年本事業開始）
27	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次地域福祉計画策定 ・所沢社協『第2次発展・強化計画』策定
28	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の全地区配置 ・生活支援コーディネーター業務（第1層）を市から受託 ・所沢市こどもと福祉の未来館に事務所移転

29	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化50周年記念式典の開催 ・第4次地域福祉活動計画中間見直し
30	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢市内社会福祉法人等による暮らしの相談事業開始 ・所沢社協『第3次発展・強化計画』策定
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・市立施設の指定管理（きぼうの園、こあふる、プロペラ各5年、かしの木学園3年） ・所沢警察署「見守りネットワーク」に関する覚書を締結 ・生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業を市から受託
2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各種事業運営の変更・調整 ・緊急小口資金の特例貸付の申請窓口として対応
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業、アウトリーチ自立相談支援機能強化事業（ひきこもり支援）を市から受託

（3）計画の策定経過

回	月日	主な議題
第1回	令和2年10月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 策定までのスケジュール確認 (2) 重点項目の振り返り (3) 課題の抽出
第2回	令和2年11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財務上の課題 (2) 「課題の抽出と運営方針の検討」 ①本会の課題 ②今後3年間で取り組むべきこと
第3回	令和2年12月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本方針(案)・計画の構成(案)について (2) グループワーク「重点項目の検討」
第4回	令和3年1月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本方針の確認 (2) 重点項目の確認 (3) 評価方法の検討
第5回	令和3年2月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第4次発展・強化計画(案) (2) 評価方法の検討
第6回	令和3年3月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第4次発展・強化計画(案)の確認 (2) 評価方法・評価シート (3) 部門間連携会議設置要綱(案)・経営会議設置要綱(案)

(4) 策定委員会委員

	氏 名	所 属	備 考
1	二上 清次	事務局長	管理職会議
2	黛 浩一郎	事務局次長兼企画総務課長	〃
3	増田 晃一	企画総務課副主幹（訪問介護事業所長）	〃
4	倉部 陽司	地域福祉推進課長	〃
5	梅本 晶絵	地域福祉推進課副主幹	〃
6	鈴木 喜代子	施設担当参事兼相談支援課長	〃
7	高橋 祐二	かしの木学園園長	〃
8	坪井 弘直	きぼうの園施設長	〃
9	遠藤 里香	こあふる施設長	〃
10	鈴木 広美	プロペラ施設長	〃
11	中野 友博	地域福祉推進課	現場担当者会議
12	小内 正秋	相談支援課	〃
13	養老 栄樹	かしの木学園	〃
14	石川 正幸	きぼうの園	〃
15	北 敦夫	こあふる	〃
16	内野 誠	プロペラ	〃
17	川口 竜也	企画総務課（事務局）	〃

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会
第4次発展・強化計画
(令和3年度～令和5年度)

作成：令和3年4月